

宜野湾高校の生徒達へ（47）

2020.10.6

去った8月28日、**安倍晋三**首相が記者会見を開き、**辞意を表明**した。前回、「サイレント・マジョリティー」（樺坂 46）を取り上げたが、それに関連する記事を見つけた(西日本新聞:2018. 1. 22)。

今年の年頭会見で、安倍晋三首相は「私も声なき声にしっかり耳を傾ける」と語った。では「声なき声」とは一体、どんな声なのだろう。実際の発言は「今年は戌(いぬ)年だ。犬は聴覚が優れ、人間が聞こえない音も聞き取れる。私も声なき声にしっかり耳を傾け、新しい国造りを前に進める」という流れだった。



「サイレント・マジョリティー」の歌詞に「声を上げないものたちは賛成している」の箇所があった。これと関連すると思われる記事を紹介する(琉球新報:8.29.一部引用)。

新型コロナウイルスへの対応が急がれる中、**臨時国会を開いていないことにも異論がある**。野党は、17年にも森友、加計学園問題を理由に臨時国会の召集を要求。だが安倍内閣は3ヶ月以上放置し、9月の臨時国会冒頭で衆院解散に踏み切った。(中略)それでも**政権の支持率は大きく下がらなかった**。「この7年8ヶ月の間、『ここまでやっても大丈夫なんだ』と権力側が学習してしまった」。

国会は「国権の最高機関」と授業で習った記憶があるだろう。臨時国会で国の重要な問題について質疑応答する中で、首相の考えを説明する良い機会だ。安倍内閣は在任中実施された6回の国政選挙で勝利し、これまで歴代政権が憲法上許されないとしてきた**集団的自衛権の行使容認**を閣議決定(2014年)、翌年には**安保関連法**を成立させた。2017年の参院選では与党勝利となり、内閣支持率も大幅に下がらなかったことから「声を上げないものたちは賛成している」(「サイレント・マジョリティー」)と政権幹部が判断したのかもしれない。集団的自衛権の行使容認と安保関連法については、授業で習ったかもしれないが確認しておこう。

集団的自衛権の行使容認…集団的自衛権を使えるようにするため、憲法解釈の変更を決定した。行使を禁じてきた立場を転換し、関連法案成立後は**日本が攻撃されていなくても国民に明白な危険があるときなどは、自衛隊が他国と一緒に反撃**できるようになる。「専守防衛」の基本理念のもとで自衛隊の海外活動を制限してきた戦後の安全保障政策は転換点を迎えた(日本経済新聞:2014. 7. 1)。



安保関連法…2015年9月に成立。集団的自衛権の行使を可能にすることなどが盛り込まれ、**戦後日本の安全保障政策が大きく転換**することになった。政府は「平和安全法制」と呼んでいる。自衛隊の活動範囲も拡大され、翌2016年3月の施行後、これまでに南スーダンに派遣した陸上自衛隊の部隊に「駆け付け警護」などの任務が付与されたほか、海上による「米艦防護」や北朝鮮のミサイル警戒にあたるアメリカ軍のイージス艦への燃料の提供といった新たな任務が行われている(NHK 政治マガジン)。

先に紹介した記事に「声なき声にしっかりと耳を傾け」とあるが、辺野古新基地問題で県民投票を実施し、県民が「声を上げ」ても「辺野古が唯一の選択肢」とし、県との協議も滞っている。前回でも、政治を扱う難しさとしていろいろな立場の考え方に留意する必要があると書いた。辺野古新基地問題についてもそうだ。今回は紙幅の関係上、詳しく取り上げることはできなかったが、機会があれば取り上げたい。

前回、主権者教育について触れた。**主権者教育**を「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく**主権者**を育成していくこと」(主権者教育の推進に関する有識者会議:H29)ととらえると、**18歳選挙権**、**18歳成人**と私たちを取り巻く社会が変化していく中、主権者教育の充実が学校にも求められている。

沖縄県立宜野湾高等学校長 津留一郎